

佐世保市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内空き店舗の活用及び、新しいビジネスに挑戦する創業者の創業支援、独立開業支援を行うことで、商店街の活性化を図ることを目的とする商工会議所や商工会又は市内の商店街で組織する事業協同組合等が空き店舗又は共同利用施設等において行うチャレンジショップ事業に対し、市の予算の範囲内において佐世保市チャレンジショップ支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものである。補助金の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日佐世保市規則第53号）およびこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) チャレンジショップ 商工会議所や商工会又は市内の商店街で組織する事業協同組合等が主体となり、出店を希望する新規開業者等に対し、空き店舗又は共同利用施設を一時的に貸し出し、出店者の独立開業を支援するもの
- (2) 空き店舗 本市区域において、申請日現在使用していない店舗
- (3) 事業協同組合等 アからエに掲げる事項のいずれかに該当するもの。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
 - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者が10名以上又は構成員の30パーセント以上で構成される任意の商店街団体
 - エ その他アからウのいずれかに準ずるものとして市長が認めるもの

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商工会議所、商工会、及び事業協同組合等
 - (2) その他市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者としなない。
- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力したとき。
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となってい

る事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者であるとき。

(3) 補助金の交付を申請しようとする日の属する会計年度及びその前年度以前の5年間に於いて、これまで交付決定された国・県・市及びその他団体等の補助事業について不適切な処理があるとき。

(4) その他市長が適切でないと判断した事業を行うとき。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業にかかる経費であつて、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としない。

(1) チャレンジショップ運営等に係る経費

ア 運営に係る従業員の賃金及び社会保険料等の法定福利費

イ 消耗品費

ウ 印刷製本費

エ 光熱水費

オ 修繕費

カ 役務費

キ 委託料

ク 使用料

ケ 賃料

(2) チャレンジショップ広報に係る経費

2 チャレンジショップ運営に係るその他収入がある場合は、前項に掲げる経費から差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助条件)

第5条 補助金の対象となる事業については、他の制度の補助金を受けることはできない。ただし、他の補助制度が佐世保市の補助を要件としている場合又は市長が特別に認める場合はその限りではない。

2 チャレンジショップ運営において本市産業支援センターとの連携を必須とする。

(補助金の額等)

第6条 第4条に定める補助対象経費に対する補助金の額は別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。また、補助金の額が5万円以下の場合は、補助金を交付しないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 補助金の申請者は、その申請時に消費税仕入控除税額（当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税相当額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に、補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の補助金交付の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、交付が適当であると認めたときは交付を決定する。但し、交付を決定するにあたり、市長は必要に応じ、申請者から意見を聞くことができる。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、申請者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知する。

（申請の変更または中止）

第10条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 変更内容を証するものの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請において市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではなく、その軽微な変更とは次に掲げるものとする。

(1) 補助額の変更を伴わないもの

(2) 補助額の変更を伴わない、補助目的及び補助率に関係がない事業計画細部の変更

(3) 補助額の変更を伴わない、経費配分における事業内容ごとの補助対象経費の20パーセント以内のもの

3 市長は第1項の規定による届出があったときは、補助金の交付決定の内容を変更し、変更後の決定内容について変更承認決定通知書（様式第7号）により申請

者に通知する。

(申請の取下げ)

第 1 1 条 補助事業者は、第 9 条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容又は条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から 30 日以内に書面により申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第 1 2 条 補助事業者は事業開始後 5 ヶ月を経過した時点における補助事業の遂行状況について遂行状況報告書(様式第 8 号)に関係書類を添えて 6 ヶ月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は補助事業の適正な執行を期するため、必要がある場合は補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、助言を行うことができる。

(実績報告)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了したその日から 30 日を経過した日、又は交付決定を受けた会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第 11 号)
- (2) 補助対象事業に要した費用を証する書類
- (3) 事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行う場合において、消費税仕入控除額が明らかになったときには、その金額(減額して交付申請を行った場合にあっては、その金額のうち減じて申請した額を上回る部分の金額)を補助金から減じ、報告書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 1 4 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知書(様式第 13 号)により通知する。

(交付請求)

第 1 5 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第 14 号)を市長へ提出しなければならない。

- 2 補助事業の性質により、市長が特に必要があると認めるときは、第 9 条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、交付請求書(概算払)(様式第 15 号)を市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 1 6 条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付が不適當であると認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費	補助率 補助限度額	備考
(1) チャレンジショップ運営等に 係る経費 ア 運営に係る従業員の賃金 及び社会保険料等の法定福利 費 イ 消耗品費 ウ 印刷製本費 エ 光熱水費 オ 修繕費 カ 役務費 キ 委託料 ク 使用料 ケ 賃料	補助対象経費の 1 / 2 以内 【補助上限額】 4 0 0 万円	
(2) チャレンジショップ広報に係 る経費	補助対象経費の 1 / 3 以内 【補助上限額】 5 0 万円	

(注)

1. 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
2. 補助金の額が 5 万円以下の場合は、補助金を交付しないものとする。